

公益社団法人土木学会 トンネル工学委員会 表彰規程

公益社団法人土木学会
トンネル工学委員会

(総則)

第1条 トンネル工学委員会による研究発表会における表彰は、この規程による。

(目的)

第2条 本規程による表彰は、以下を目的とする。

1. 論文・報告内容の講演技術の向上に寄与する。
2. トンネル研究者、技術者の参加意欲の向上を図る。
3. トンネル工学研究発表会の活性化に貢献する。

(賞の種類)

第3条 表彰は、次のトンネル工学委員会に係わる賞を授与して行う。

1. トンネル工学研究発表会優秀講演賞
2. トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞

(トンネル工学研究発表会優秀講演賞)

第4条 トンネル工学研究発表会優秀講演賞は、トンネル工学研究発表会において、簡潔明瞭で優れた講演を行った者に授与する。

(トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞)

第5条 トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞は、トンネル工学研究発表会において、簡潔明瞭で優れた講演を行った30歳以下(トンネル工学研究発表会講演日)の者に授与する。

(受賞対象者)

第6条 トンネル工学研究発表会の論文は申込み時の講演者、報告は最終原稿提出時の講演者とする。なお、講演者が変更となった場合は対象外とする。また、複数年受賞は可とする(トンネル工学研究発表会優秀講演賞、優秀講演奨励賞、それぞれ3回まで)。

(賞の決定)

第7条 賞の決定は以下の手順により行う。

1. 論文集 F1(トンネル工学)特集号編集小委員会は、別途定めるトンネル工学研究発表会優秀講演賞/優秀講演奨励賞審査要領に基づき、受賞候補者を決定する。
2. 論文集 F1(トンネル工学)特集号編集小委員会委員長は、受賞候補者をトンネル工学委員会に推薦する。
3. トンネル工学委員会は、受賞者を決定する。

(表彰の時期・方法)

第8条 表彰は、土木学会トンネル工学委員会委員長名で行う。

トンネル工学委員会のホームページにおいて、氏名を発表するとともに、後日、表彰状を送付する。

(変更)

第9条 この規程は、トンネル工学委員会の議決により変更することができる。

付則 この規程は、2002年度、第12回トンネル工学研究発表会から施行する。

制 定	2002年	9月20日
一部改正	2006年	6月 8日
一部改正	2006年	9月27日
一部改正	2006年	12月 7日
一部改正	2007年	11月20日
一部改正	2010年	2月10日
一部改正	2010年	12月 3日
一部改正	2014年	1月22日
一部改正	2021年	5月10日